

四日市市告示第361号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成25年四日市市告示第492号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月12日

四日市市長 森 智 広

1 届出者

大井手一丁目北自治会

代表者の氏名 八木 峰生

代表者の住所 四日市市大井手一丁目1番7号

2 変更事項

旧事務所の所在地 四日市市大井手一丁目1番7号

新事務所の所在地 四日市市大井手一丁目1番7号

旧代表者の氏名 八木 峰生

新代表者の氏名 八木 峰生

旧代表者の住所 四日市市大井手一丁目1番7号

新代表者の住所 四日市市大井手一丁目1番7号

3 変更の年月日

令和7年4月1日

4 変更の理由

事務所の移転及び代表者の任期満了に伴う変更（重任）

（市民生活部市民生活課）